

資料 2

令和4年12月20日
学校における ICT 環境整備の
在り方に関する有識者会議

学校における ICT環境整備の在り方に関する有識者会議の運営について（案）

令和4年12月 日

学校における ICT環境整備の在り方に関する有識者会議

（趣旨）

第1条 学校における ICT環境整備の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（検討会）

第2条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により有識者会議に出席できないときは、有識者会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第3条 有識者会議は原則として公開とする。ただし、有識者会議に属する委員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要があり、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第4条 有識者会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第5条 有識者会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。